

議案第6号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
自動車税	略
	<u>証紙徴収又は第143条の2の規定による徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u>
略	

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 略

2 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道

改 正 前

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
自動車税	略
	証紙徴収による場合は、東部県税事務所の所在地
略	

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 略

路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第134条の14第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(自動車税の徴収方法の特例)

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定める方法によることができる。

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第5条及び第134条の16の改正規定、第137条の3の次に13条を加える改正規定のうち第137条の11に係る部分並びに第143条の改正規定を次のように改める。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
略	
自動車税	<u>種別割（普通徴収によるものに限る。）</u> は、賦課期日現在における <u>納税者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にならない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）</u>
	<u>環境性能割及び種別割（普通徴収によるものを除く。）</u> は、 <u>東部県税事務所の所在地</u>
略	

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地
自動車取得税	東部県税事務所の所在地
略	
自動車税	<u>普通徴収による場合は、賦課期日現在における自動車の所有者（法第145条第2項に規定する場合にあつては買主、同条第3項に規定する場合にあつては使用者）の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にならない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）</u>
	<u>証紙徴収又は第143条の2の規定による徴収による場合は、東部県税事務所の所在地</u>
略	

2 略

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合（法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り付けに代えることができる。

2 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に關す

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の

る条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第134条の14第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

（種別割の証紙徴収の手続）

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

（自動車税の証紙徴収の手続）

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

第3条中鳥取県税条例第143条の改正規定の次に次のように加える。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

(自動車税の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定める方法によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、施行日以後の自動車税の納付について適用し、施行日前の自動車税の納付については、なお従前の例による。